

## 平成 25 年 4 月 23 日(第 2 回知事定例記者会見) ※抜粋

この資料は、県政記者クラブとの会見内容を広報課でまとめたもののうち、馬頭最終処分場に関連する事項を抜粋したものです。

日時:平成 25 年 4 月 23 日(火曜日)午後 1 時 30 分から

場所:県庁記者会見室

(報告事項)

1.馬頭最終処分場建設事業の推進について

(質疑事項)

3.馬頭最終処分場建設事業の推進について(その 1)

4.馬頭最終処分場建設事業の推進について(その 2)

5.馬頭最終処分場建設事業の推進について(その 3)

6.馬頭最終処分場建設事業の推進について(その 4)

(報告事項)

1.馬頭最終処分場建設事業の推進について

馬頭最終処分場建設事業につきましては、平成 19 年度から事業用地の取得を開始し、多くの地権者のご理解とご協力によりまして、これまで、全事業用地の約 7 割を確保したところであります。

しかしながら、残りの事業用地の取得は、これまでの交渉状況からみてもかなり厳しく、とりわけ、計画しておりました搬入道路については、県道からのルートが確保できていない状況でございました。

こうした中、本事業を推進させるためには、まずは、新たな搬入道路の確保が重要であると考え、調整を進めて参りましたところ、このたび、用地を取得するに至りました。

これを受けて、処分場の早期着工を図るため、昨年 11 月の県議会農林環境委員会からの提言も踏まえ、取得済み用地内での事業計画の変更が必要と判断をいたしました。

このため、施設配置等の見直しに伴い、改めて行う基本設計などに要する経費を 6 月補正に計上して参りたいと考えております。

馬頭最終処分場の整備につきましては、那珂川町及び栃木県にとって長年の課題である

北沢地区の不法投棄物の撤去とともに、県内に設置されていない管理型産業廃棄物最終処分場の確保という観点から極めて重要な事業でありまして、一日も早く着工できるよう、引き続き、地元那珂川町との緊密な連携を図りながら、全力で取り組んで参りたいと思います。

## (質疑事項)

### 3.馬頭最終処分場建設事業の推進について(その 1)

**記者:**本日、報告事項ということで、馬頭の最終処分場の事業について大きく変更がなされたことを、知事からお聞かせいただいたのですが、このタイミングで知事が決断した理由と、今後、残りの計画地の取得に対する考え方と、早期着工ということですが、どれくらいをめどに着工に入りたいかということをお聞かせください。

**知事:**まず、今日こうして発表するに至った経緯ですが、先ほど申し上げましたように、用地取得がおおむね7割を超えた状態となりました。

一刻も早く最終処分場の設置は進めていかなければならないと取り組んできたところでありますが、搬入ルートは処分場の北西からのルートの県道小砂小口線からのアクセス道路を考えていましたが、用地が全く買えないという状況でございましたので、別なルートから搬入路の確保ができないか、こういうことを併せて進めて参りました。南東からのルートも想定されたわけございまして、そちらの地権者との契約が3月末でやっと整い、南東からの搬入路を確保することで、事業の推進が可能になってきたことから、今日、発表に至りました。南東ルートの用地の売買契約の締結は3月末でございました。

今後についてですが、これから基本設計をするべく、6月補正で対応を議会にお願いすることになって参りますが、それらの設計と併せて、今後のスケジュールについては明確化をしていきたいと思っておりますので、今、いつから着工というところの目鼻が立っているわけではありません。今後、着工時期等については、設計と併せて考えていきたいと思っております。

**記者:**残りの計画地の用地取得についてはいかがですか。

**知事:**用地につきましては、7月末まで、ご理解を得て取得ができるよう、引き続き積極的に対応して参りたいと思います。7月末で用地交渉は打ち切りたいと思います。北西ルートの搬入路は、用地交渉から除外することになります。小砂小口線からの搬入路については、用地交渉の対象としない。計画区域の中の用地交渉については、7月末までとし、最大限地権者のご理解を得られるよう対応して参りたいと思います。

### 4.馬頭最終処分場建設事業の推進について(その 2)

**記者:**新しい搬入路に関してですが、南東になるということで、この付近の住民への説明というか合意は得られているのでしょうか。

また、かつて、反対住民の方々から、計画を変更する際には設置許可の申請をいったん取り下げてほしいという要望があったかと思いますが、それについてのお考えをお聞かせください。

**知事:**設置許可については、改めて申請をし直すこととなります。

それから説明会につきましては、なるべく早く開催したいと考えております。

**記者:**ということは、新しいルートの周辺の住民の方々に関しては、もしかしたら反発があるかもしれないという予想はあるのですか。

**知事:**地権者の方のご理解はいただきましたが、反対派の皆様方については、当然、南東ルートで容認するというにはならないかもしれませんので、反対派の皆様方も含めて、意見交換する場を早急に設けたいと思います。

### 5.馬頭最終処分場建設事業の推進について(その3)

**記者:**この処分場ができることによる効果というか期待というか、どんな意義を持つか、お願いできますでしょうか。

**知事:**周辺近接地の北沢地区に相当量の産業廃棄物が不法投棄をされておりますので、まずそれを一刻も早く片付けたいということです。これがそもそも、この地域に処分場をつくるという起点になったわけですので、そのことについてまず対応していくこととなります。

それから、管理型の最終処分場を持っていないのは、鳥取県と和歌山県で、鹿児島県は今、工事中だそうですので、本県を含めて4県。栃木もやっと工事に向かって進むことになりましたので、自県内処理ができないのは和歌山県と鳥取県ということになります。

県内で最終処分ができるということは、産業の振興にとっても必要なことだと思います。

### 6.馬頭最終処分場建設事業の推進について(その4)

**記者:**基本設計をし直すということですが、これまでの基本設計等にかかってきた費用というのは、県の出費としてはどれくらいだったのか。すぐに数字として出てこなければ、事務方以後で説明していただけるなりのお言葉をいただければと思います。

**知事:**これまでの経費については、お出しできるように準備します。(これまでの基本設計関係費用:約 6,300 万円)